

土地区画整理審議会について

【第68回土地区画整理審議会】
開催日：平成30年6月21日
出席委員：16名
第1号議案の評価員の選任は1名の方の辞任に伴い、新たに1名の方が審議会の同意を得て評価員となりました。

第2号議案の仮換地指定は、正連寺地区、赤坂台地区の整備関連などの44箇所（約4.7ha）の仮換地指定を諮問し、承認されました。

第3号議案の保留地の設定は403街区1画地が保留地設定されました。

【第69回土地区画整理審議会】
開催日：平成30年9月20日
出席委員：11名
第1号議案の仮換地指定は、正連寺地区、赤坂台地区の整備関連などの18箇所（約1.4ha）について仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の保留地の設定は、42街区1画地が保留地設定されました。

【第70回土地区画整理審議会】
開催日：平成30年12月13日
出席委員：15名
第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区の整備関連をはじめ、若柴地区の整備関連などの42箇所（約3.0ha）の仮換地指定を諮問し、承認されました。
第2号議案の保留地の設定については、183-1街区4画地、224街区7画地が保留地設定されました。

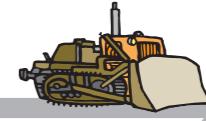
第68回、69回、70回 諒問箇所

○: 第68回 諒問箇所 △: 第69回 諒問箇所 □: 第70回 諒問箇所

柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所

区画整理だより



第54号

平成31年2月発行

都市軸道路(十余二船戸線)の道路工事について

国道16号と都市軸道路の交差部において、国道の地下をトンネルによって横断するアンダーパス工事（国道16号との立体交差化）が始まります。

工事期間中は、工事車両の出入りや一時的な交通規制等が発生し、御迷惑と御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後は引き続き、トンネル前後の関連工事を実施していきます。

【工事の概要】

工事名：公共つくばエクスプレス沿線整備工事（十余二船戸線箱型函渠築造）
施工会社：鉄建・石浜特定建設工事共同企業体
工事期間：平成30年12月22日～平成35年2月13日
工事概要：箱型函渠（非開削工法）L=33m 内空幅9m×高さ6m（2連）
お問い合わせ先：千葉県柏区画整理事務所 工務課



お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談ください。
※御本人様以外の方が問合せをする場合、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いいたします。

《 千葉県 柏区画整理事務所 》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211（移転補償等）

換地課 04-7134-1247（換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等）

工務課 04-7134-1294（宅地造成、道路整備、調整池工事等）

FAX 04-7134-1299

柏の葉アクアテラスが 土木学会デザイン賞2018優秀賞を受賞

アクアテラスとして親しまれている2号調整池が、全国組織である土木学会デザイン賞2018の優秀賞を受賞し、平成31年1月26日に授賞式が行われました。

アクアテラスは当事業で基本的な調整池機能を整備したのち、柏市と周辺地権者の皆様との連携によりきれいな修景が施されました。

中には遊歩道が設置されており、地域の皆様や、来訪者の方々の憩いの場として、地域のイメージアップにもつながっていることが評価されました。



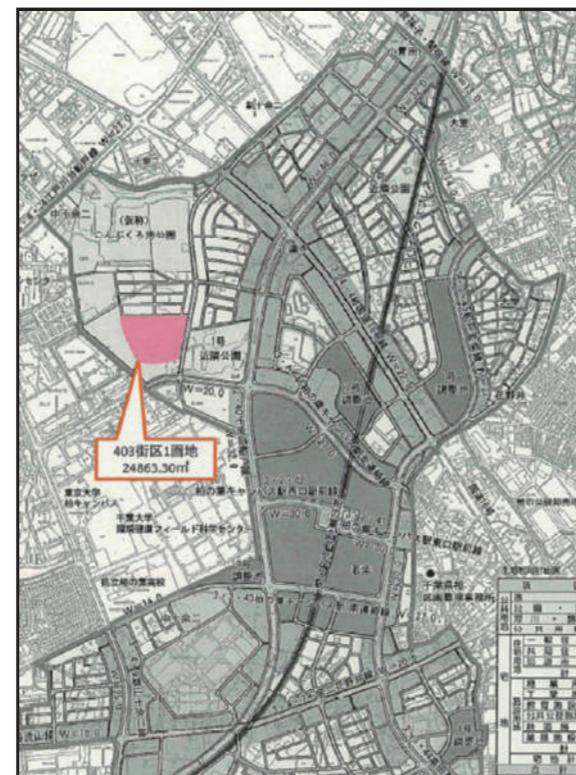
保留地の販売について

こんぶくろ池公園南側の403街区1画地（業務施設用地）について、保留地分譲（一般競争入札）を行ったところ、下記のとおり落札者が決定しました。

今後のまちづくりが期待されます。

【概要】

- ・面積：24,863.30m²
- ・用途地域：第2種住居地域
(建ぺい率60%、容積率200%)
- ・落札者：三井不動産株式会社
- ・落札金額：3,729,495,000円
- ・開札日：平成31年1月23日



宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、安全性・景観への配慮から、各家庭や事業所などに電力や電話などを供給するために必要な電柱を宅地内に設置する計画をしております。

電柱を宅地内に設置することにより「安全で住みよいまちづくり」が可能になりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願ひいたします。

電柱が路上に設置されると……

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



宅地内に電柱を設置すると

電柱を宅地内に設置することの効果

- ・道路での視野が広がり、歩行者や自転車などの通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などが制御され、まちの美観が図れる。



【電柱設置の流れ】

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力パワーグリッド(株)から具体的な宅内建柱の協議に伺いますので、御協力をお願ひいたします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分の公告の日まで)事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、**土地区画整理事業法第76条申請**の事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

なお、事前相談の後、申請書をお渡しますので、必要事項を御記入の上、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。